

高齢者向け給付金の申請受付を 5月9日(月)から開始します

【高齢者向け給付金】とは

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、社会保障・税の一体改革の一環として平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう「高齢者向け給付金」を給付します。

【給付の対象者】

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方（昭和27年4月1日までに生まれた方）

※ただし、次の場合は対象外です。

- ①あなたを扶養している方が平成27年度分の市町村民税（均等割）が課税されている場合
- ②生活保護制度の被保護者となっている場合（平成28年4月1日までの間に保護の廃止または停止となる方を除く）など

【平成27年度臨時福祉給付金の支給要件】

- ・平成27年1月1日において八雲町の住民基本台帳に記録されている方
- ・平成27年度分の市町村民税（均等割）が課税されない方

【申請書】

対象と思われる方のいる世帯へ、「課税されていないお知らせ」に同封し5月6日（金）より順次、発送します。

【申請方法】

- ①郵送での申請
返信用封筒で郵送してください。（申請書などの送付の際に同封します）

※世帯全員分の本人確認書類（健康保険証・運転免許証等）、振込先金融機関口座通帳などの写しを必ず同封願います。

②窓口での申請

役場および各支所に提出してください。

※世帯全員分の本人確認書類（健康保険証・運転免許証等）、振込先金融機関口座

通帳などいずれも写し可）を提示願います。

※記入方法がわからない方や確認書類などのコピーが困難な方は、必要書類などを持参してください。

【申請受付期間】

5月9日(月)～8月9日(火)
※原則3カ月間

【その他】

詳細は、申請書などに同封する「お知らせ書類」により確認してください。また町ホームページ、広報4月号にも掲載されています。

配偶者からの暴力を理由に避難されている方(DV被害者)は、高齢者向け給付金の支給対象となる可能性があります。詳細はお問い合わせください。

【問い合わせ先】

住民生活課社会係
☎0137-62-2112

がんサロンのお知らせ (詳細は4月号をご覧ください)

- 【日時】 5月11日(水)
午後1時30分～2時30分
- 【場所】 シルバープラザ
- 【内容】 茶話会(申し込み不要)
がんについて困っていることなどを語り合ひましょう

介護マーク入り 名札を配付しています

障がい者や高齢者の介護は、周りから見ると介護中であることが分かりにくく、誤解や偏見を持たれることがあります。そのため、周囲の人に介護中であることを伝えて温かく見守ってもらえるよう、「介護マーク」入り名札を希望者の方に無料で配付しています。

【利用が想定される場面】

- ・介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- ・公共施設やスーパーなどが集まる施設のトイレで付き添うとき
- ・男性介護者が女性用の下着を購入するとき
- ・病院などで一人でも医師等の話を聞けそうに見える方に付き添い、一緒に診察室等へ入るときなど

【交付対象者】

- ①町内に住所を有する障がい者や高齢者などの介護を行っている方(介護者は、町内に住んでなくても構いません)
- ②町内に所在する介護サービ

ス事業所などで介護に携わる方

③町内に居住し、介護に携わるボランティアをしている方

【申請時の持ち物】

- ・介護者の方の本人確認書類(例)運転免許証、パスポート、保険証等
- ・要介護者となる方が介護を要すると判断できる証明書の原本または写し

(例)介護保険被保険者証(要介護認定を受けている方のみ)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、その他介護を要することがわかる証書(特定疾患医療受給者証等)

※申請に印鑑は不要です。

【配布場所・問い合わせ先】

保健福祉課包括支援係
(シルバープラザ内)
☎0137-65-5001
住民サービス課包括支援係
☎01398-2-2365

